

第1回世羅町議会定例会会議録

令和7年3月3日
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 7 年 第 1 回世羅町議会定例会 (第 1 号)

令和 7 年 3 月 3 日
午前 9 時 00 分開会
於：世羅町役場議場

- | | |
|---------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 報告第 3 号 | 建設請負契約の変更について |
| 第 4 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 5 議案第 6 号 | 令和 6 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 第 6 議案第 7 号 | 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) |
| 第 7 議案第 8 号 | 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算
(第 3 号) |
| 第 8 議案第 9 号 | 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算
(第 5 号) |
| 第 9 議案第 10 号 | 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 第 10 議案第 11 号 | 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 第 11 議案第 12 号 | 町道路線の認定について |
| 第 12 | 令和 7 年度施政方針と予算の概要について |
| 第 13 議案第 13 号 | 福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について |
| 第 14 議案第 14 号 | 世羅町甲山自治センターの指定管理者の選定について |
| 第 15 議案第 15 号 | 世羅町宇津戸自治センターの指定管理者の選定について |
| 第 16 議案第 16 号 | 世羅町中央自治センターの指定管理者の選定について |
| 第 17 議案第 17 号 | 世羅町伊尾自治センターの指定管理者の選定について |
| 第 18 議案第 18 号 | 世羅町東自治センターの指定管理者の選定について |
| 第 19 議案第 19 号 | 世羅町大田自治センターの指定管理者の選定について |
| 第 20 議案第 20 号 | 世羅町大見自治センターの指定管理者の選定について |
| 第 21 議案第 21 号 | 世羅町西大田自治センターの指定管理者の選定について |

第 22	議案第 22 号	世羅町津久志自治センターの指定管理者の選定について
第 23	議案第 23 号	世羅町山福田自治センターの指定管理者の選定について
第 24	議案第 24 号	世羅町小国自治センターの指定管理者の選定について
第 25	議案第 25 号	世羅町津名自治センターの指定管理者の選定について
第 26	議案第 26 号	世羅町黒川自治センターの指定管理者の選定について
第 27	議案第 27 号]	世羅町せらにし老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
第 28	議案第 28 号	世羅町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
第 29	議案第 29 号	世羅町手数料条例の一部を改正する条例
第 30	議案第 30 号	世羅町介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
第 31	議案第 31 号	世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 32	議案第 32 号	世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 33	議案第 33 号	世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
第 34	議案第 34 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 35	議案第 35 号	世羅町犯罪被害者等支援条例の制定について
第 36	議案第 36 号	非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
第 37	議案第 37 号	世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 38	議案第 38 号	世羅町建設事業分担金の徴収について
第 39	議案第 39 号	令和 7 年度世羅町一般会計予算
第 40	議案第 40 号	令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
第 41	議案第 41 号	令和 7 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
第 42	議案第 42 号	令和 7 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
第 43	議案第 43 号	令和 7 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
第 44	議案第 44 号	令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	亀田知宏	2番	佐倉悠希
3番	矢山靖	4番	宗重博之
5番	佐々木浩康	6番	福永貴弘
7番	向谷伸二	8番	上本剛
9番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

9番 松尾陽子 10番 藤井照憲

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	山崎誠	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	升行真路
税務課長	藤井博美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	山名智並	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	小林英美	産業振興課長	垣内賢司
商工振興課長	山口徹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	市尻孝志	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範 書記 追林威宏
嘱託書記 貞光有子

開　会　　9時03分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時）　開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（高橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　おはようございます。本日ここに令和7年第1回世羅町議会定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は3月3日、桃の節句ひな祭りでございます。ひと雨ごとに暖かくなつてしまいりました。また春の日差しも暖かく感じられる今日この頃でございます。しかしながら朝夕はまだまだ冷え込むときもございます。どうぞお身体にご自愛をいただければと思います。

先日の土曜日に、春季消防大実践訓練が行われました。また昨日も、各地域で消防訓練等も行っていただいております。この度は、山火事を想定した訓練でございましたけれども、報道でございますように、先般はロサンゼルス、今回岩手県大船渡市での大規模な火災が、等々含め多くの災害が発生してございます。今後も乾燥する日が続くと思われます。火の取扱いには十分ご注意をいただきますように切にお願いを申し上げます。

また毎週のように町内各所でイベントが開催をされ、私も学ばさせていただいております。「演劇で人づくり」せら実行委員会によります「星の王子様」を見に行かせていただきました。大学生の素晴らしい演技に感動いたしました。小さな子どもたちもたくさん来場いただいておりましたけれども、今後のいろんな質問事項にもありました。本当、世羅もいいところだというふうにたくさん答えていただけております。本当にありがとうございます。

また今行われております「世羅をみがくまちづくりの集い」というものがありまして、4回に分けて講演を行われております。次の土・日には、文化芸術及びジェンダーギャップについて行われます。

また今月15日には、発達障害に関わる研修会もございますので、是非ご聴講いただければと思います。

さて今定例会におきましては、報告、諮問の他、令和6年度の補正予算、自治センターの指定管理他、条例改正の議案、令和7年度予算案等について上程をしてございます。慎重審議いただく中で、何卒ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

○議長（高橋公時）　町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和 7 年 第 1 回世羅町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

2月3日から2月5日並びに2月6日から2月7日に開催の「令和6年度市町村議会議員研修」に、

2月20日に開催の「令和6年度 自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会」に、お手元に配付のとおり、議員派遣しましたので報告をしておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した請願陳情書は、会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和 6 年 11 月分、12 月分、令和 7 年 1 月分に関する「例月出納検査結果の報告書」及び令和 7 年 2 月実施の「定例監査の結果報告」が提出されています。写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名 を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、9 番 松尾陽子議員、10 番 藤井照憲議員 を指名いたします。

日程第 2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの「19 日間」にしたいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「19日間」と決定いたしました。

日程第3 報告第3号 建設請負契約の変更について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） それでは議案資料1ページをご覧ください。

報告第3号

建設請負契約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月3日 提出

世羅町長 奥田正和

2ページをお開きください。

1 専決処分の内容

令和6年6月6日議案第51号により議決を得た（仮称）世羅町学校給食センター整備運営事業建設請負契約の請負金額を、次のとおり変更する。

請負金額 変更前 1,266,736,417円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 115,157,856円）

変更後 1,269,002,417円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 115,363,856円）

2 専決処分年月日

令和7年2月18日

以上でございます。

○議長（高橋公時） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第3号 建設請負契約の変更について 報告を終わります。

日程第4 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
を議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議案書3ページをお開きください。

諒問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和7年3月3日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 森 祐志

生年月日 昭和31年

住所 世羅町大字安田

提案理由 人権擁護委員の森 祐志さんが、令和7年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

森 祐志さんの経歴でございますけれども、昭和49年4月に世羅町役場に採用されてございます。平成28年に退職の後、農事組合法人等へお勤め、また、平成30年には世羅町商工会に3年にわたり勤務をされております。現在では、広島県農地中間管理機構、世羅町の駐在員として勤務をされております。令和4年7月より、人権擁護委員をお務めいただき、その間、尾道人権擁護委員協議会広報専門部会副部会長、尾道人権擁護委員協議会監査委員を歴任しております。

令和7年6月30日をもって任期満了となります森 祐志さんについて、森さんは令和4年7月から現在に至るまで、1期3年にわたり、人権擁護委員として在任をされ、さまざまな職に就かれてございます。広く人権に関わる活動に携わっておられ、信望厚く、また、人格、識見とも高く、委員として適任であると考えておりますので、森さんの再任をご提案させていただくものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は、 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありますか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時）投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 11 番 田原賢司議員

1番 亀田知宏議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 10 票

反対 1 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて は、森 祐志（もり ゆうじ）さんを適任とすることに決定しました。

日程第5 議案第6号 令和6年度世羅町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案4ページをお開きください。

議案第6号

令和6年度世羅町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度世羅町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日 提出

世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 285,105 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 12,906,125 千円とするものでございます。

歳入は、町税 20,952 千円、地方譲与税 1,632 千円、利子割交付金 415 千円、配当割交付金 3,992 千円、株式等譲渡所得割交付金 7,527 千円、法人事業税交付金 6,130 千円、地方消費税交付金 2,284 千円、環境性能割交付金 5,062 千円、使用料

及び手数料 1,527 千円、財産収入 41,130 千円、寄附金 6,299 千円を増額し、ゴルフ場利用税交付金 78 千円、分担金及び負担金 9,875 千円、国庫支出金 65,090 千円、県支出金 81,214 千円、繰入金 146,535 千円、諸収入 8,363 千円、町債 70,900 千円を減額するものでございます。

歳出は、公債費 19 千円、予備費 883 千円を増額し、議会費 5,130 千円、総務費 12,714 千円、民生費 21,599 千円、衛生費 36,189 千円、農林水産業費 142,233 千円、商工費 4,554 千円、土木費 16,741 千円、消防費 1,461 千円、教育費 45,386 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） それでは歳入のほうから、その前に 6 ページ、電気自動車整備事業繰越明許のところなんですが、これの詳しい繰越理由。割と金額大きいので。それとその下の避難所環境改善対策物品調達業務 545 万円。これどういったものが繰越となっているのかというところを。

続いて 13 ページ固定資産税、これの 1032 万 9000 円この増額の要因として挙げられるものを教えてください。それと 19 ページ、県営土地改良事業 610 万円の減額ということなんですが、支出のほうも減にはなっておるんですが、事業量が減ったものと思われるんですがその要因を。それと 21 ページせら文化センター使用料の 80 万円の増額、割と事業頑張られたのかなと思うんですが、この増えた要因。

それと 27 ページに飛ぶんですが、ひろしまの森づくり事業 4471 万 2000 円、これ歳出のほうも大きく減じられておったわけなんですが、これは元々の当初の事業量の目算が多すぎてできなくてこうなったのか、どうか。その要因。

29 ページのケーブルテレビ伝送設備が大きく伸びた要因。31 ページの総務費寄附金、これ指定寄付金になってますが、どういったものを指定で使われたのかというのと、その下のほうの延滞金、当初補正前 70 万円で 43 万 5000 円と大きく減じられた、これは何か大きな要因があったのかどうかというところ、以上のところお願いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 6ページ 繰越明許費補正の電気自動車整備事業 1301万5000円の内容でございます。国の、12月に国が補正予算を起こしたことに伴いまして、避難所の環境改善に向けた補助金が創設されております。その補助金の一部を使いまして、電気自動車、普通車を1台、それから軽自動車2台を導入することを検討しております。避難所、その他の非常用電源としても利活用ができるということで、そういった有事の際の対応、それから通常については公用車として使わせていただくということを検討しております。これの電気自動車計3台分と充電機の工事費をこの中に含めておるところでございます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは私のほうから同じく6ページの繰越明許費の中にございます避難所環境改善対策物品調達でございます。金額は545万円。この内訳でございますが、主なものはプライベートルーム40個、それから避難所ベッド60台等でございます。財源といたしましては先ほどの電気自動車と同じく国の新しい地方経済生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型という交付金を財源に行うものでございます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 私からは、歳入の13ページ、固定資産税1032万9000円の増額の主な要因についてお答えします。固定資産税全体では評価替えのために、直近の評価替えの令和3年度の下落率を見込みまして、前年度当初比98.4%で見込んでいたところですが、土地につきましてはほぼ下落傾向で見込みどおりの2.31%の減でございましたが、増額の要因ですが、家屋、償却資産とも経年劣化による減額よりも、材料費や人件費の増加が多かったために、結果として、家屋では2.8%の増、償却資産で5.89%の増となったための増額提案となつてございます。

それから、31ページでございます。延滞金の減についてご説明いたします。

期限内納付をされている大多数の納税者の皆様との公平性の確保のため、期限後納付までの延滞金は確実に納付していただく中でございますが、延滞金が発生する前に、早期の滞納処分の着手等によりまして、年々延滞金が減少している状況になってございます。今年度も収納の中で不動産公売によりまして、滞納税に充当する際に、滞納繰越分の延滞金を8万3000円余りいただいたものもございます。以上でございます。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 19 ページの県営土地改良事業の負担金、分担金等についてご説明をさせていただきます。

この分担金につきましては県営の土地改良事業、競争力強化農地整備事業ということで、西大田の圃場整備等の事業を行っております。その事業、県営事業でございますが、そちらが繰越ということになりました。そういったことで6年分の分担金というものが減額となっているものでございます。

もう1点、27 ページ森づくり事業の部分につきましては、歳入でも同様に減額ということでございます。こちらは当初見込んでおりました予算が県のほうから来なかつたところが大きな要因でございます。これはこれまで県内でも世羅町が特に事業をやっているということで、重点的に配分をいただいておったわけではございますが、今年度から他の市町も新規の地区を上げてですね、事業を展開されているというところで、県においても新規地区等を重点的に予算を配分したというようなことで、今年度については世羅町への予算が減額となったという状況でございます。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） 私からは21 ページ世羅文化センターの使用料についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、ポストコロナ流れの中で、さまざまな活動が活発化してきたということがあると認識をいたしております。また近年においては町外からの営利での使用が増えてきておる。これも今回増額の補正をさせていただいた要因となっておるものでございます。以上です。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは私のほうから29 ページのCATV 伝送設備についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、令和6年度総額で6617万428円という金額ということで現在見込んでおるところでございますが、当初予算2540万3000円を差引いた額4076万7000円を補正をさせていただくものでございます。この6617万円余の内訳につきましては、まず基本賃借料部分、こちらにつきましては2150万3163円、2150万3163円。IRU追加分につきましては4466万7265円、4466万7265円となる見込みでございます。IRUの契約につきましては新たな加入が多かったというのが大きな要因であるというふうに考えておるところでございます。

続きまして、31 ページの指定寄附金490万についてご説明を申し上げます。この

指定寄附金につきましては企業版のふるさと納税でございます。実績といたしましては 350 万円、これは当初予算をしておったのが 30 万円でございますので、この企業版ふるさと納税、事業については指定はされておりません部分について 320 万円部分の補正でございます。併せて企業版ふるさと納税の指定あり部分につきましては元気な地域づくり応援事業に 140 万円、世羅高校の教育支援について 30 万円の合計 490 万円を補正をさせていただくものでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

○10 番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 23 ページをお願いします。総務管理費補助金でございます。年度当初からですね、毎回議会の度に物価高騰対応の交付金の事業を展開しているわけですけれども、最終的に 3250 万円余ったということなんですが、どういった事業が対象になっておるのかということをお聞きしたいと思います。

また下のほうで新しい地方経済・生活環境創生交付金、これも新たに設けられた交付金制度でございますけれど、この交付金制度の事業は既存の事業へ交付金を適用するのか、新しく事業を起こすのか。この辺りの事業をお聞きしたいと思います。

次に 59 ページ中ほどに町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金というものがございます。これも 2100 万円余りの減額になってますけれど、これは見込みが誤っていたのか、広報が足らなかつたのか。なぜこういう大きな減額になるのかというのをお聞きしたいと思います。

次が 79 ページをお願いいたします。同じく中ほどに農業費の負担金補助及び交付金でございます。世羅町農業を支えると、担い手確保・経営強化支援事業、新規就農者育成総合対策補助金、またニューファーマー育成事業補助金、これらがいずれも減額になっております。金額的には 340 万を超える減額でございます。担い手育成というのが大きな課題と認識しているわけなんですが、なぜこういう減額になつたのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それと 87 ページをお願いいたします。商工費の関係で観光振興費、今、世羅町が観光に力を入れるということで、魅力ある観光地づくり事業補助金。たくさんのメニューがあってですね、観光が大いに振興するものと期待しておつたわけですが、198 万、約 200 万近い減額になっているのはどういう事業ができなかつたのか。またその下にあります観光客等移動円滑化事業補助金、これは広島空港から世羅町へ人を呼び込むバス路線というか、運行方法、これを検討したものでございますけれ

ど、50万減額、50万減額とは0円なんです。予算が使えなかつたと。こういうことになるわけでございます。その使えなかつた理由。どういった理由でこの事業の目的を達成することができなかつたか。この辺をお願いしたいと思います

もう1点すみません、長々と。111ページお願いします。中ほどに災害復旧費、公共土木施設災害復旧費がございます。これは予算計上したけれど、採択にならなかつたという意味合いでいいんでしょうか。要は国庫の支出金が3300万円減額になつたそのものを町債と一般財源で補うということになります。災害復旧という制度からしてですね、なぜこのようなことが起つたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず23ページの歳入の国庫補助金、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、また歳出59ページの町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金と関連しております。

こちらの町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金については、100%国の補助金となっております。こちら当初世帯のほうを550世帯と見込んでおりました。その後、予算成立後システム改修等行いまして、対象者の世帯が312世帯となりました。それに併せて給付させていただいたのが304世帯約97%の方には交付をしております。当初見込んでいた世帯数よりシステム改修等により世帯のほうが減少しましたので、今回減額をさせていただくというものでございます。

○議長（高橋公時） 関連して59ページもそうということですか。

○福祉課長（小林英美） はい。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 23ページの新しい地方経済・生活環境創生交付金923万1000円についてご説明をいたします。こちらの交付金につきましては、先ほど他の議員からご質問いただきました繩越明許費における電気自動車、プライベートメント、簡易ベッド等に財源として充てさせていただくものでございます。全体の事業費が1846万3000円となりますけれども、その2分の1の額がこの交付金として計上をいたしておるところでございます。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 私からは79ページの農業関連についてご説明をさ

せていただきます。まず担い手確保経営強化支援事業でございます。こちらにつきましては12月補正で国の補正事業ということで予算のほうお願ひをさせいたいた事業でございます。

内容としましては3経営体が事業を実施を計画をされまして、町を経由して国へ申請をさせていただきました。その結果、2事業者については事業採択となりましたが、1事業者におかれましては不採択ということになりました。そういうた關係でですね、1事業者分の2346万6000円を歳入歳出ともに減額をさせていただくものでございます。

なお、県のほうから報告を受けましたところ、県内で7経営体が申請のほうをされまして、採択となったのは世羅町の2事業体だけだったということでお聞きをしておるところでございます。

続きまして新規就農者育成総合対策事業でございます。こちらにつきましては国の補助金でございますが、2つの経営体の方が事業を予定をされておられます。その2経営体の補助金の事業枠いっぱいですね、予算を計画をしておったわけではございますが、その方の申請内容等によってですね、この530万余りという減額というものが生じたものでございます。

続きましてニューファーマー支援事業でございます。こちら町の補助金でございます。これにつきましては、2名の方が独立自営をされるということで、これまでには事業者に雇われての形でのニューファーマーの補助金を受けられたわけですが、独立自営ということになりましたので、補助金の停止ということになります。また1名の方は事業継承ということで、事業を継承されましたので、その時点で事業が停止と、補助事業の停止ということになります。もう1名おられます。この方は育休というところで一旦停止というような形になります。また復活されると、またこの補助金の事業の対象ということになりますので、その4名の方等の理由によりまして、560万余りを減額というふうにさせていただいております。

○商工観光課長（山口　徹）　議長。

○議長（高橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山口　徹）　お答えいたします。私からは87ページ観光振興費の中の魅力ある観光地づくり事業補助金、こちらの189万円の減額でございます。ご指摘いただきましたように、昨年度から今年度にかけて新たに新設しまして、失礼しました、今年度新たに新設しましていろんな事業を展開してきたところでございます。その中で利用がなかったというものがございましたので、そちらについて減額をしたものでございます。

具体的には、特産品の開発支援事業、こちらが主なものでございますが 50 万。それから町内の観光客移動円滑化事業、これが 50 万。こちらの事業はですね、町内観光客が飲食を伴われる、特に夜間においての飲食を伴われる場合、飲食組合等の連携を取りながら移動していただくというようなところを検討しておりましたが、なかなか具体的な実現には伴わないところがございまして、こちらが 50 万の減額でございます。

そのほか主なものでございますが、閑散期、冬季夜間のコンテンツの開発ということで補助事業を準備しておりましたが、こちらが 1 件実施していただきましたが、30 万程度残ったということでございます。こちらもまだ町としても事業者としっかりとそこらは連携して進める必要があったというふうには考えております。

あと大きなものとしましては、合併 20 周年記念事業ということで観光振興費としても組んでおりましたが、こちら以前、一般質問のご質問でも答弁させていただいたかと思いますが、企画課にも同じような事業がございまして、なかなかその連携をうまくできなかつた中で、企画課の利用をされた事業者様もございました。そういう中でこちらが大きく残ったものでございます。以上のようなものが観光地づくり事業補助金の減額でございます。

観光客等移動円滑化事業補助金でございますが、こちらは先ほどご説明いただきましたように、広島空港からの世羅町への交通について事業者のほうへお願ひなり、いろんな相談をしてまいりました。今年 1 年間、回数ははつきり覚えておりませんが、何度も担当なり担当係長も足を運んで話しをしてまいりました。基本的にはバス事業者様のほうへそういったのを実現していただけないかということで話をしてまいりましたが、バス事業者様空港からの動きでございますと何社かございます。やはりそちらのほう何社もあるという中で関係事業者さんのすべての合意も必要であつたりですね。やはりいろんな予算的な面でなかなかスタートするのが厳しいというご意見ももらいながら、1 年間話を進めてまいりました。これにつきましては引き続きそういったところは 2 次交通、非常に世羅町の観光のみならず非常に重要なことと考えておりますのでまた来年度もその辺の協議は引き続きチャンスを見ながらしっかりとしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） はい、建設課からお答えいたします。建設課からは 111 ページ災害復旧費の財源更正についてでございます。災害採択とならなかつたのかといったご質問だったかと思いますが、こちらの災害復旧事業につきましては、令

和6年に発生しております公共土木災害復旧事業につきましては年の明けました令和7年1月に災害査定を受けておりまして、申請どおり採択されたものでございます。この災害普及費にかかる予算措置につきましては12月に補正し、その際は国からの負担金、また災害復旧事業債を見込んでおったものでございます。しかし、国の予算の配分状況から、現時点で今年度の配分が見込めないことから、いわゆる施越しにより、事業を実施することとしたものでございます。また国の負担金につきましては令和7年度の受入れを見込んでいるところでございます。なお災害復旧工事につきましては、現在入札執行に取りかかっておりまして、早期復旧に向け取組んでいるところでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それでは何点か質問させていただきます。71ページ予防費になりますが、感染症等予防対策業務、これが2500万の減額ということで、大きな減額となっておりますが、これは見込が違ったのか、その辺を教えてください。それから隣の73ページ最下段のほうになりますが、広島県出産子育て応援負担金、これたぶん出産に5万、子育てに5万円出すといった形のお金だったと思うんですが、これが大きく200万円の減額となっております。これについてお伺いをいたします。

あとですね、77ページ上段のほうになりますが、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員、この委託だと思うんですが、報酬ですかね、これが348万4000円の減額。696万円の減額、非常に大きな減額になっております。これが40%近い減額ということになっております。これは何がここまで大きく違いが出たのか。これをお伺いをいたします。

あと87ページ中段ほどにあります植栽管理業務というのがございます。これが50万のマイナスとなっております。これ予算が100万円でした。減額がいわゆる50%減額。同じようなことですけれども、91ページにも下段のほうに植栽管理業務として45万円の減額、これは約30%の減額ですが、これは何か工夫をされてこれが減額になったのか。どういった理由でこれが大きく減額になったのか、お伺いをいたします。

最後になりますが、107ページ上段になります放課後子供教室運営業務、これが予算が355万8000円に対して減額が115万8000円ということで32%余りの減額になっております。これはなぜ当初の予算の見込とここまで差が出たのか、これに

ついてお伺いをいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 私のほうから 71 ページの感染症等予防対策業務の 2500 万円の減額についてご説明させていただきます。こちらの内容につきましては新型コロナワクチン接種の関係でございます。6 月補正で 4610 万 8000 円組ませていただきております。接種件数が 6 月補正時 3500 件で見込んでおりましたが、現在まだ接種のほうは進んでおりますが、1600 件程度の見込みに減少をしております。そのため 2500 万円減額するものでございます。見込みにつきましてはこの新型コロナワクチン接種は当初の段階ではまだ接種対象者、費用、時期等が決まっておりませんでした。それが 6 月の時点で確定をしましたので補正をさせていただきまして、インフルエンザの予防接種と同じ対象者、同じ時期ということがわかりましたので、インフルエンザの予防接種の接種率と併せて 6 月補正で計上をさせていただきました。現状では 20% 前後となる見込みでございます。以上でございます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 73 ページの母子保健費の中の負担金、補助及び交付金であります広島県出産応援負担金 200 万円の減額についての内訳でございます。広島県とありますのは令和 6 年度から広島県が開発しました出産子育て応援交付金についてはアプリを使って子育てグッズを 5 万円分のものを用意していたものでございますが、この度国の子育てグッズではなく現金での交付に切替えるというような方向性が出されました、広島県へ負担金として出していたものがなくなったことによる減額でございます。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 私からは 77 ページ農業委員会委員、また農地利用最適化推進委員の報酬についてお答えをさせていただきます。

この 2 つにつきましては国の補助金において活動実績に応じた報酬を支払っているものでございます。27 ページの農業費補助金の上から 3 番目にあります農地利用最適化交付金、こちらが先ほどの 2 つの報酬のほうの財源として入ってきております。なぜこのように減額になったのかということでございますが、この交付金につきましては令和 5 年度の活動実績に対して補助金として入ってくるものでございます。今年度からその算定方式が国のほうで変更になりました、大幅な補助金の減と

いうことになりました。そういう理由でですね、約 1040 万余りのものが減額というふうになったものでございます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは商工観光課の 87 ページ、真ん中あたりでございますが、観光施設費の植栽管理業務、こちらの 50 万の減でございます。こちらはですね、観光施設におきまして、町有の観光施設におきまして、いわゆる枯れたりとかですね、したような場合に、植替え等するということで予算しているものでございます。今年度におきましては工夫があったのかということでございましたが、管理いただいております管理者のほう、やはり工夫されたと言いますか、暑かったということもありまして、水とかですね、丁寧にやっていただいたんだと認識しております。そういう中で植替え等の必要がなかったということもございまして、減額したものでございます。以上でございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは 91 ページの都市計画総務費の植栽管理業務の減額についてお答えいたします。こちらは陽だまり公園の植栽管理を行うもので、園内の剪定、防除、施肥、芝刈りを行ったものでございます。この剪定の内、高木の剪定につきましてはその生育の状況から今年度の実施を見送ったものでございまして、これによる減額を行うものでございます。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） 私のほうからは 107 ページ放課後子供教室の運営業務の減額について説明をいたします。この放課後子供教室につきましては、町内の自治振興区単位で取組をお願いをしているところでございます。令和 6 年度につきましては、予算の段階では令和 5 年度実施をいたしました 4 地区に加えて、2 地区新たに実施をいただきたいということで予算を計上しておりましたが、6 年度実績では昨年度に引き続き 4 地区の実施に留まつたというところで、この減額となったものでございます。次年度以降も引き続き新たな取組をしていただけるよう進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 55 分といたします。

休憩 10時40分
再開 10時55分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引続いて一般会計補正予算（第7号）を議題といたしますが、本日開会にあたりまして5分程度音声が出ないというトラブルが生じております。議会議場内のシステム改修のため多少不具合が出ているところがございます。この場を借りて大変申し訳なかったところですが、引き続き会議のほう進めさせていただきます。それではほかに質疑はありませんか。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 65ページ民生費下段のところに私立認定こども園施設型給付費交付金というのが2353万6000円増額になっております。これはどういった形のものなのか、ご説明願えますでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 65ページ私立認定こども園施設型給付費交付金2353万6000円の増額についてでございます。こちらは町内3施設あります私立認定こども園の職員の給与の改定による増額でございます。令和5年度分、そして6年度分の処遇改善のための給与の改定に伴っての増額でございます。以上です。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 10ページをお願します。この件はですね、歳出の補正額の欄の質問でございます。2億8500万の減額ということでございますけれど、予算査定の精度を上げていただきたいという要望でございます。最終的に不用額にするよりは、3月で減額して財源確保という分では、この減額も望ましいと思いますけれど、やはり当初予算でしっかりととした査定をした上でですね、計上していただければこういった減額もなくなるかなと思います。決算で不用額がどれだけ出るかというのを心配するところなんですねけれども、しっかりととした査定をお願いしたいという意味の質問でございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳）　　はい、それでは 10 番藤井議員からのご質疑に私よりお答えをさせていただきます。まず予算書 10 ページ、11 ページ、補正額の縦計を確認しましても△の数字が非常に多く並んでおるところでございます。3 月補正におきまして大幅な減額が生じた場合には、当初予算のその立て方、あるいはその予算措置の在り方をしっかりと検証しておく必要があると受け止めておるところでございます。ご指摘いただきますように、この減額に伴っては年度途中で予期しえぬ状況で減額に至ったものもございますけれども、確実なところをもって当初予算をスタートするということも必要であると考えております。希望的にしっかりと前に進めるためには、年度途中におきます補正予算におきましての増額という選択肢もあろうかと存じます。当初予算編成にあたりましては、その原資となります前年度の 3 月補正予算にて減額をし、その原資に充てながら、しっかりと予算立てをすることと、初年度新年度にあたっては、その実現可能性をしっかりと確認をした予算措置に努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

いずれにしましても、実情に応じた補正予算を行いながら、且つ、決算におきましては、不用額を出さない。しっかりと 3 月補正での減額といったことに努めてまいりたい、努めてまいるところでございますが、おっしゃっていただきましたように、当初予算におきまして、しっかりとその内容を吟味をしながら、過大な予算計上にならぬようしっかりと努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高橋公時）　　ほかに質疑はありませんか。

○7 番（向谷伸二）　　（挙手）

○議長（高橋公時）　　7 番　向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二）　先ほどのテントとかの備品を購入されたということで、国からのでされたということがありましたけども、あれは備蓄用という形で購入されたのか。それともある程度自治センターに配分される予定でされたのか。その点をお伺いしたいのと、もうひとつ選挙費ですけれども、

○議長（高橋公時）　向谷議員何ページとかわかりますか。

○7 番（向谷伸二）　ごめんなさい。先のテントに関しては 95 ページです。あと 52 ページの町会議員の選挙等が大きく減額されていたんですが、これはどういったことが見込が違ったのか。その点についてお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治）　議長。

○議長（高橋公時）　総務課長。

○総務課長（広山幸治）　お答えいたします。ご質問いただいた順番にお答えさせていただきます。予算書の 95 ページに記載をいたしております備蓄用のプライベ

ートテント並びに折り畳みベッド等でございます。今回3月において補正をさせていただき、次年度において令和7年度で調達を行うものでございます。国の交付金を活用することでプライバートテントについては40個、折り畳みベッドについては60台というまとまった数が調達をいたすこととしております。まとまった量になりますので、防災センターのほうへ一旦備蓄をし、各自治センター等で開設いたします避難所で使用することを考えてございます。

自治センター等の施設面においてかなりのスペースを確保する必要があるということから一旦は防災センターのほうへ保管ということを考えてございます。施設的に余裕があるようですが、各避難所開設に向けてその場所に保管ができればそれは一番望ましいかというふうに考えているところでございます。

それから53ページ町長町議会議員選挙の減額でございます。今回補正額で1162万6000円という額でございます。この選挙の執行においては全く同じ日程で、国政選挙が行われました。その関係で期日前投票等の経費が重複するということでございまして、国と地方の選挙の負担割合と言いますか、費用の持ち分を計算が行われました。町議会議員については14.5%というような形で経費負担を行うということになりましたので、この補正において町長町議選並びに衆議院議員選挙の減額をさせていただくものでございます。

○議長（高橋公時）ほかに質疑はありませんか。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時）11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司）企業会計へ移る前に、93ページ繰出金のところなんですが、公共下水道会計472万2000円、これの繰出し、大きく減しているわけなんですが、これの算定方法は如何な方法で決定されているのか、お伺いします。

○上下水道課長（市尻孝志）議長。

○議長（高橋公時）上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志）お答えいたします。公共下水道事業会計への422万円の今回繰出金の減額でございますが、内訳といたしましては、この内訳といたしましては、委託料の3条におきましての委託料、水質検査業務の入札執行残でありましたり、4条におきましては、同じく委託料の精算によるものと、工事請負費の入札執行残、農集におきましては新規の接続を見込んでおりましたけれども、接続がなかったための減額しております。この計が472万2000円となっておりますが、この算定方法につきましては、下水道事業につきましては、事業が大きいところではありますけれども、収入がどうしても追いかけていないということで

ございますので、人件費を含めまして、あと事業についての不足分についても一般会計のほうからの繰入れをしていただいているところでございます。

○議長（高橋公時）ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第6号 令和6年度世羅町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案5ページをお開きください。

議案第7号

令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ79,512千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,810,831千円とするものでございます。

歳入は、繰入金614千円を増額し、県支出金80,126千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 614 千円を増額し、保険給付費 71,483 千円、保健事業費 7,725 千円、諸支出金 918 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 7 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 6 ページをお開きください。

議案第 8 号

令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 4,917 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 633,348 千円とするものでございます。

歳入は、諸収入 19 千円を増額し、繰入金 4,936 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 395 千円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金 5,312 千円を減額するものでございます

(詳細説明)

○議長（高橋公時）これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なしの声」あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 8 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 3 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 7 ページをお開きください。

議案第 9 号

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 67,354 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,602,485 千円と

するものでございます。

歳入は、保険料 3,528 千円を増額し、国庫支出金 14,815 千円、支払基金交付金 39,641 千円、県支出金 10,093 千円、繰入金 4,692 千円、諸収入 1,641 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 747 千円増額し、保険給付費 60,525 千円、地域支援事業費 7,576 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 9 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 10 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 8 ページをお開きください。

議案第 10 号

令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 149千円を減額し、歳入歳出それぞれ 9,710千円とするものでございます。

歳入は、サービス収入 80千円を増額し、繰入金 229千円を減額するものでございます。

歳出は、事業費 149千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第10号 令和6年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は 原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 令和6年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案9ページをお開きください。

議案第11号

令和6年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 14,578 千円を増額し、収入 302,757 千円とし、収益的支出 5,380 千円を増額し、支出 296,329 千円とするものでございます。

収入は、営業収益 3,117 千円、営業外収益 11,461 千円を増額し、支出は、営業費用 5,201 千円、営業外費用 179 千円を増額するものでございます。

資本的収入 674 千円を減額し、収入 212,088 千円とし、資本的支出 1,380 千円を減額し、支出 242,318 千円とするものでございます。

収入は、受益者負担金 97 千円を増額し、企業債 300 千円、負担金 471 千円を減額し、支出は、建設改良費 1,294 千円、企業債償還金 86 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11 番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） 先ほどの説明があったページで言うと 4 ページ、この支払利息のところなんですが、925 万 4000 円。これを次のページのキャッシュフローの支払利息等のところは、925 万 2000 円。利息の支払い額 925 万 2000 円。この整合性はどのように捉えておるのかと。客観的に見たときに、合ってないということなんですけど、たとえば 2 口に分けられておって利息が、支払いのほうが。その 1000 円の差額が出て 2000 円減っているのかどうかという点とですね、9 ページ下水道使用料、補正予定額 311 万 6000 円ですか。下水道だけ言うと 350 万増えております。農集のほうは下がっておるんですがこの増えた大きな要因。この 2 点について教えてください。

▼ 【田原議員：「補足」】

○議長（高橋公時） 補足ですか。はい、11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） 利息のところで、たとえば支払ですので、たとえば農集のほうで 1000 円、端数が出ますよね。下水のほうで端数が出ます。その分はどうしても 2 口ですので元の合算したときには 2000 円増やさないと予算のほうがないです

よということになるんですかという質問です。どうしてもここで2000円の差が出ているので、合算表示なっていますので、そのところが単純に予算書を見た中で言うと、わからないわけなんですよ。どうしてここで2000円差がついているんだろうかと。わかつとる人はわかるんかもしけんけど、わからん人はわからんということになります。そのところの説明をということなんです。これで正しいかどうか。

○上下水道課長（市尻孝志）（挙手）

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。令和5年度から公共下水道事業会計につきましては、農業集落排水事業と元の公共下水道事業を合算して、それからセグメント管理ということで、お互いの管理はしておりますけれども、それを合算したものでキャッシュフロー等につきましても作成しております。今、ご指摘ありましたように、2口になっておりますので、その端数処理と言いますか、そういったことでの違いが出ているということでございます。

またですね、先ほどの350万の使用料の増でございます。これにつきましては、どの使用料の部分がという中身の詳細は把握できていないんですけれども、使用料が件数の増、これについては非常に多くの件数ではございませんけれども、大口の利用があったというふうにうちのほうで認識をしているところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 大口の加入ということで、昨年で言うと世羅中央病院さんのほうが接続、大口で言うとですね、工事のほうも完了されているかと思います。小学校のほうはまだまだですよね。と言うと想定より大口加入のほう、世羅中央病院のほうの利用量が大きく伸びたと考えてもよろしいんでしょうか。

○上下水道課長（市尻孝志）（挙手）

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 個別なところのデータ持ってないんですけれども、今言ったように大口のことで言いますと世羅中央病院、旧の商店街のほうにつきましても個別の個人宅もいくらかの、ここ数年におきましての中では多い加入がございましたので、それによる増だというふうに認識をしております。

○議長（高橋公時） このことについては、後程答弁いただいてもよろしいですかね。

○上下水道課長（市尻孝志）　　はい。

○議長（高橋公時）　　それでは後程答弁いただきます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第 11 号　令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）　は　原案のとおり可決されました。

日程第 11　議案第 12 号　　町道路線の認定について　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（高橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　議案 10 ページをお開きください。

議案第 12 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和 7 年 3 月 3 日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

既存の道路を新たに町道路線に認定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

町道路線の認定

路線名　　鳥井沖支線

等級	認定の区間	延長(m)	幅員(m)
その他	世羅町大字京丸字羽賀 1068 番 ～ 世羅町大字京丸字鳥居沖 30 番 1	105.6	3.8 ～ 10.5

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 12 号 町道路線の認定について は 原案のとおり可決されました。

ここで昼休憩といたします。再開は 13 時といたします。

休憩 11 時 50 分

再開 13 時 00 分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前の 11 番田原賢司議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 答弁の充足をいさせていただきます。

下水道使用料の増額補正の内、下水道の 350 万円の増額の件でございます。令和 6 年度当初予算におきましては大口の病院の流入を見込んでおりましたけども、実

際の流入量が多かったこと。それとまた個人宅内の接続が12件ございまして、例年より多かったことにより補正に至ったものでございます。以上でございます。

日程第12 令和7年度施政方針と予算の概要について を議題といたします。

令和7年度 施政方針と予算の概要について 説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） お手元にお配りしております令和7年度施政方針をお開きください。

令和7年度施政方針。

令和7年第1回世羅町議会定例会におきまして、令和7年度当初予算案をご審議いただきにあたり、私の町政運営に向けての所信の一端と当初予算案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに住民の皆様の格別のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、日本の経済は、1990年代のバブル崩壊以降、長期的な景気の停滞が続き、併せて世界的な経済危機、コロナ禍等、多くの困難に直面してまいりました。しかし、昨年は600兆円超の名目GDP、33年ぶりの高水準となった賃上げ実現等により、成長と分配の好循環が動き始めています。この前向きな動きを国民一人ひとりの賃金・所得の増加につなげることが重要となります。現在は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあり、大事な局面を迎えております。

国は、このような状況を踏まえ、全世代の現在・将来にわたる賃金・所得を増やす「日本経済・地方経済の成長」、誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける「物価高の克服」及び成長型経済への移行の礎を築く「国民の安心・安全の確保」を3つの柱として、デフレ脱却と新たな経済ステージ移行を図り、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靭な経済・財政を作ることで、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創ることをめざすとしています。また、「地方こそ成長の主役である」と掲げ、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の多様な幸せを実現する社会政策でもある「地方創生2.0」を起動させ、人口規模が縮小しても経済が成長し、社会を機能させる適応策を講じることとしています。

全国の自治体が直面している人口減少は、本町においても、最も深刻で重要な問

題でございます。この流れ 자체を食い止めることは困難ではございますが、人口減少を正面から受け止め、本町の暮らしやすさの更なるPRと、移住等の施策により減少スピードを緩めることはもちろん、人口減少に伴う変化を見据えたまちづくりが必要でございます。

本町は、昨年10月に合併20周年を迎える、令和7年度は次なる10年を歩み始める第一歩の年となります。また、「世羅町第2次長期総合計画」の最終年度であり、これまでの成果と課題を検証したうえ、令和8年度からの次期長期総合計画の策定にあたり、住民の皆様のご意見を踏まえ、どの世代でも、どこの地域にお住まいでも、住んで良かったと感じていただけるまちづくりの設計図をしっかりと描いてまいります。

これから、第2次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿って、令和7年度で取組む施策の内容をご説明申し上げます。

第1に「健幸づくり」について申し上げます。

保健・医療の充実に係る施策のうち、健康増進対策につきましては、世羅町健康増進計画「健康せら21（第2次）」及び「第3次世羅町食育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた事業を展開し、住民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援・促進してまいります。

疾病予防対策につきましては、疾病の早期発見と検診受診率の向上を図るために、健診予約システムを導入するとともに、各種健診のきめ細やかな受診勧奨と周知に努めてまいります。また、医療・介護のデータ分析により把握した健康課題に基づき、後期高齢者を対象に保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、疾病予防や重症化予防に取組んでまいります。

感染症対策につきましては、高齢者を対象とした帯状疱疹予防接種の開始に伴う周知と対象者の接種機会の確保に努めてまいります。また、引き続き、世羅郡医師会との連携のもと、予防接種や検診の実施など、予防の促進と周知啓発に取組んでまいります。

医療対策につきましては、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制を堅持するため、医師確保や施設整備などへの支援を継続してまいります。また、救急相談センターの利用促進により、住民の安心と適正な受診につなげるとともに、救急医療体制の維持に努めてまいります。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、地域包括支援センターを中心に医療・介護・福祉の地域関係団体との連携による地域包括

ケアシステムを推進してまいります。高齢者や認知症等の疾患のある方が、引き続き、住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、相互に人格と個性を尊重しつつ、支えあいながら共生する社会の実現のため、介護サービスや生活支援サービスの提供体制を整備するとともに、介護予防教室の開催や住民同士が支えあい、地域ぐるみで行う健康づくり等を支援し、全世代が高齢者や疾患のある方への理解を深めるための取組を進めてまいります。また「世羅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。高齢者等の外出支援を目的としたせらたすき一券の利便性向上を図るため、マイナンバーカードを活用した利用券の電子化を進めてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、令和6年度に「世羅町こども計画」を策定いたしました。この計画は、令和7年度から5年間とし、キャッチフレーズを「つながりあい・笑顔あふれる・未来の輪」としております。子どもや若者、そして子育てに関わる全ての方が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域の実現をめざし、諸施策を展開してまいります。また、保育所運営や私立認定こども園との連携により、安心して過ごせる生活の場の提供、就学前教育や保育の充実に努め、放課後児童健全育成事業につきましては、小学生児童が安心・安全に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいります。

在宅子育て支援及び母子保健につきましては、子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を継続してまいります。

児童虐待防止、子どもの貧困対策及びヤングケアラー対策につきましては、子ども家庭総合支援拠点において、関係機関との緊密な連携により、児童虐待の未然防止、虐待防止の啓発活動、貧困家庭への自立支援を図ってまいります。

そのほか、中学校入学時の進学祝金、子育て家庭転入助成金、妊産婦通院助成等、経済的負担の軽減事業により、子育て世帯にとって本町が魅力的なまちとなるよう取組んでまいります。

障害者福祉につきましては、「世羅町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、誰もが過ごしやすい社会を実現させるための合理的配慮の提供に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域において、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努めてまいります。

第2に「ものづくり」について申し上げます。

産業の振興に係る施策につきましては、本町の基幹産業であります農業の振興において、広島県等の関係機関と連携し、集落法人や認定農業者の確保・育成を図るとともに、経営所得安定対策による飼料用米、WCS用稻等の戦略作物を振興してまいります。土地利用型作物の取組として醸造用麦の振興を進めるとともに、アスパラガスやぶどう等の振興作物の産地力強化、6次産業の推進及び世羅ブランド事業による新たな販路開拓など、より付加価値の高い農業の振興を図ってまいります。また、地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を活用した農地集約化や地域の農業の担い手確保を図ってまいります。更に、高齢化や担い手不足に対応するため、引き続き、スマート農業機械等の導入を支援するとともに、町内の若者はもとより全国から農業をめざす次世代の担い手を募り、持続可能な農業経営のための諸事業を推進してまいります。

中山間地域等直接支払制度につきましては、6期対策へのスムーズな移行を進めてまいります。また、多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払制度につきましても、引き続き、有効活用することで、農地の保全による多面的機能の維持と農業生産活動・集落活動の継続を支援するとともに、環境を重視した農業生産への取組を推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、県営事業による圃場の基盤整備、ため池整備事業及び広島県や本町の補助事業等による農業用施設の整備補修を実施し、農業生産環境の整備を図ってまいります。また、基盤整備事業では、新たな地区の事業採択に向けた法手続きの準備を進めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、集落での効果的な鳥獣被害防止対策の研修や侵入防止柵の設置・環境整備等による被害防止の取組を支援するとともに、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動並びに有害鳥獣解体処理場の活用を推進してまいります。

また、生物多様性につきましては、豊かな自然環境の保全に努め、持続可能な形で地域振興に活用することを目的とした「生物多様性せら戦略」の策定に取組んでまいります。

畜産振興対策につきましては、家畜診療をはじめとした畜産衛生を担う東部家畜診療所運営協議会や畜産収益力強化体制への支援とともに、飼料用米、WCS用稻の生産供給及び良質な堆肥の活用など、耕畜連携を促進してまいります。また、周辺環境と調和した畜産経営確立のための支援に、継続して取組んでまいります。

林業の振興につきましては、ひろしまの森づくり県民税を活用する里山林整備事

業及び特認事業などの「ひろしまの森づくり事業」、広島県の補助事業を活用する「松くい虫防除事業」を実施し、豊かな森林資源の活用と森林を守り育てる取組を進めてまいります。また、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業を活用し、保育間伐の施業を行い、災害防止等の公益的機能の維持・発揮に取組んでまいります。

商工業の振興につきましては、継続して企業の設備投資に係る支援に努めてまいります。また、運転資金や設備資金の支援として、中小企業融資、マル経融資も含めた利子補給及び後継者育成を推進するとともに、経営基盤強化に向けた経営支援及び創業支援につきましても、世羅町商工会をはじめとする関係機関と連携して取組んでまいります。企業誘致につきましては、お試しオフィスの活用や広島県との連携により推進してまいります。

観光の振興につきましては、花・果樹観光、飲食、宿泊等の観光関連事業者及び一般社団法人世羅町観光協会と連携し、リピーター客の増加や新規客の創出に向けて取組んでまいります。民間の観光振興の取組が更に前進するよう、国の補助制度活用や本町の補助事業により、観光関連事業者を支援してまいります。併せて、情報発信につきましては、一般社団法人世羅町観光協会と連携し、世羅町の魅力を町外へ広く発信していくことで、集客につながるよう努めてまいります。また、インバウンド集客の取組につきましては、全国的にインバウンド客が増加している状況を本町への来訪を促すチャンスと捉えております。広島空港の海外直通便が就航している国・地域を中心として、来訪を促す取組を進めてまいります。

第3に「人づくり」について申し上げます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきまして、教育の面では、「世羅の未来を支える人・社会・環境づくり」を基本理念とし、人づくり・社会づくり・環境づくり、それぞれについて基本の方針と重点施策を策定します。教育行政の充実や教育の条件整備などにつきましては、総合教育会議等を通して教育委員会と緊密に連携し、協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し、執行してまいります。

学校教育につきましては、特に「授業の充実」を基底に置き、次の5点を重点として施策を推進してまいります。

1点目は、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力を育んでまいります。そのために必要なことが授業の充実であり、教材研究と子供の見取りが基本となると考えております。そして、学習のツールとしてのICTを効果的に利活用し、児童・

生徒個々の実態に応じた指導方法の工夫や協働的な学びの充実を通じて、主体的な学びとなるよう授業改善を進めてまいります。また、職場体験学習を中心としたキャリア教育の充実及び幼保小・小中高連携を充実させることにつきましても、組織的・計画的に推進してまいります。

2点目は、夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育ててまいります。そのために、発達段階に応じた様々な体験活動を進めるとともに、道徳教育と生徒指導との一体化を図ることで、より効果的なものになるよう努めてまいります。また、特別な配慮を必要とする児童・生徒に寄り添い、保護者の思いも踏まえた適切な指導と支援を行っていくため、関係機関との連携を強化してまいります。このほか、児童・生徒の英語力向上支援や中学生海外研修の充実を図り、国際理解教育を推進してまいります。読書活動につきましては、読書の習慣化や学校図書館の活用を促進するため、関係機関と連携して取組んでまいります。また、地域に根差した特色ある学校文化の継承・創造を図ってまいります。

3点目は、健康づくりや体力つくりを進め、健やかでたくましい心身を育成してまいります。まず、児童・生徒が自ら行動を生起させる防災教育の実現に向け、コミュニティ・スクールの活用を進めます。また、健康づくりや体力つくりに大きく関わるのが食育であり、新しい学校給食センターを中心として推進してまいります。令和7年度から、いよいよスタートする部活動地域展開につきましては、引き続き、関係機関と一体となった取組を推進してまいります。

4点目は、郷土への愛着と誇りを持った人材を育成してまいります。創意工夫した「ふるさと学習」を実施し、様々な体験学習を通して郷土愛を育むとともに、コミュニティ・スクールを効果的に活用し、地域と学校の特色に応じた教育活動を展開させてまいります。

5点目は、教職員の力を最大限に發揮できる環境を整備してまいります。教職員のワーク・ライフ・マネジメントを進めるために、自ら健康管理を意識した働き方をすることなど、仕事と生活の調和に努めてまいります。また、ストレスチェックの結果を活用するなど、労働安全衛生管理の徹底を図ってまいります。

社会教育につきましては、「町民や各団体の主体的な活動を促し、支援する」を基本とし、次の5点を重点として施策を推進してまいります。

1点目は、豊かな知性を育む社会教育活動を推進してまいります。世羅チャレンジ大学など住民自らが企画・立案して行われる活動の運営支援等、住民の主体的な活動を促進してまいります。また、「世羅町子供の読書活動推進計画（第3次）」に基づき、学校や家庭と連携し、幼少期から本に親しみ、読書習慣を形成する取組を

進めてまいります。併せて、日常生活の様々な場面における本の活用方法を講座等で紹介することを通して、「くらしの中に本がある」環境づくりに努め、図書館機能の充実を図ってまいります。

2点目は、文化・芸術活動の振興を図ってまいります。日々の生活にゆとりや潤いを与えることができるよう、美術展や文化公演を開催し、優れた文化・芸術に触れていただく機会を提供するとともに、町民ギャラリーなどを活用した住民の主体的な文化活動を支援してまいります。

3点目は、文化財の保護・活用を図ってまいります。町内の未指定文化財の調査を計画的に進め、開館30周年を迎える大田庄歴史館などを活用した企画展示会と学習機会の提供により、文化財保護意識の醸成に努めてまいります。

4点目は、関係団体と連携し、スポーツと体力つくりを推進してまいります。さわやかスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ推進委員と連携し、誰もが気軽に見える生涯スポーツの普及に取組むことで、住民のスポーツ参加を促進してまいります。中学校の部活動地域展開を見据え、スポーツ指導者育成の取組を進め、スポーツ施設の在り方について検討を進めてまいります。また、世羅町スポーツ協会、世羅町スポーツ少年団などのスポーツ関係団体の主体的な活動の支援や町内で開催される駅伝大会をはじめとする競技スポーツの振興に取組んでまいります。

5点目は、家庭・地域の教育力の向上を図ってまいります。社会状況の変化に適応した研修会の在り方や連携の形を検討し、効果的な支援となるように努めてまいります。また、放課後子供教室の拡充に取組みながら、地域住民参画による運営を支援することにより、社会全体で子供を育てる意識の醸成を図ってまいります。

地域生涯学習の推進につきましては、自治センタースタッフの資質向上を目的とした研修会の開催や他の自治体の状況を学ぶ機会の提供等に取組むことで、自治センターを拠点として主体的な学習活動を行っている住民や団体等の支援に努めてまいります。

ともに生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、「世羅町人権教育・人権啓発推進指針」に基づき、あらゆる差別の撤廃に努め、人権が眞に尊重される社会の実現をめざし、関係機関・団体と連携した人権啓発、人権相談所の開設や人権研修会の開催などに取組んでまいります。

また、「第3次はんぶんこプラン～世羅町男女共同参画行動計画～」につきましては、広島県が策定を予定している「第6次広島県男女共同参画基本計画」に示される方針と併せ、昨今の変わりゆく社会情勢の検証と実態把握を目的とし、次期計画の策定をするため、令和7年度はアンケート調査を行ってまいります。

第4に「安全安心づくり」について申し上げます。

地域を支える基盤の整備に係る施策につきましては、高速大容量通信の基盤である光ファイバ網を活用し、引き続き、デジタル技術を用いた地域課題の解決や地域活性化の実現のために諸施策を実施してまいります。

また、町公式「LINE」と連携した証明書等の電子申請や広報誌の多言語対応アプリの導入に基づく各種情報発信の充実、高齢者等を対象としたスマートフォン相談会の開催、マイナンバーカードを利用した利便性向上に努めてまいります。更に、自主放送番組制作業務の受託者と連携し、自主放送番組の質の向上を図ってまいります。

本町の道路網は国道、県道及び町道が基幹道路として、また、住民の日常生活に欠かせない生活道として機能しており、これらの道路について継続的な整備を行ってまいります。

広島中央フライターロードの整備促進につきましては、広島県及び島根県の16市町で構成する整備推進協議会により、国及び広島県などの関係機関に強く働きかけてまいります。また、国県道の改良につきましては、早期完成に向けて関係市町との連携を維持し、国及び広島県などの関係機関に一層の整備促進を働きかけてまいります。町道改良につきましては、事業継続路線の早期完成をめざすとともに、新たに2路線の改良工事に着手することにより、安全で快適な地域生活道路の早期整備・充実を図ってまいります。

町道の維持管理につきましては、橋梁やトンネルの長寿命化を図るなど、道路利用者の安全性の確保に努めてまいります。また、地域ぐるみで草刈り作業を実施していただいている団体等が、持続的に活動できるよう支援を継続してまいります。

都市計画に係る施策につきましては、適正な土地利用、良好な住環境の実現及び計画的な市街地形成を図るため、実情に応じた用途地域の見直しに取組んでまいります。

生活基盤整備に係る施策のうち、上水道事業につきましては、将来にわたり安全・安心・良質な水を適切な料金で安定供給するため、将来の人口減少を見据えた水道システムの構築に向けた広島県水道広域連合企業団の広域計画に掲げる事業が着実に推進されるよう、引き続き、支援してまいります。併せて、上水道整備区域外での生活用水を確保するため、ボーリング工事等に対する補助事業も取組んでまいります。

公共下水道事業につきましては、施設の適正な維持管理を行うとともに、供用開

始した地区において、積極的な普及促進に努めてまいります。また、事業の将来像や運営方針を明確にするため、下水道事業計画及び経営戦略の見直しを行い、効果的・効率的な事業運営による経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ってまいります。

火葬場につきましては、火葬業務を滞りなく行うとともに、適正な施設の維持管理に努めてまいります。

移住定住施策につきましては、空き家等の利活用の視点からも、引き続き、空き家・空き地バンク制度を中心とした包括的かつ丁寧な相談対応に努めるとともに、現行制度の見直しも含めた施策の効果検証に取組んでまいります。また、近年、継続的に世羅町へ関わっておられる広島県内外在住のいわゆる関係人口との関係性を維持し、こうした方々が世羅町を応援していただく取組を支援します。併せて、新たな関係人口の創出・拡大の取組も推進してまいります。

生活の安全の確保に係る施策につきましては、ハザード情報や日頃からの備えなどの防災知識の普及啓発、避難所環境の向上、避難の呼びかけ体制の構築をはじめとする自主防災組織の活動支援など、防災意識の高揚を図り、命を守る行動につなげてまいります。また、消防活動につきましては、業務のデジタル化を推進し、団員がより活動しやすい環境整備に取組み、世羅消防署及び世羅町消防団との連携を深め、失火火災の抑制をはじめとする減災体制の強化に努めてまいります。交通安全・防犯の対策につきましては、引き続き、世羅郡交通安全協会、世羅郡防犯組合連合会及び世羅警察署等と連携するとともに、凶悪犯罪や特殊詐欺対策のため、防犯物品の購入を支援し、被害を起こさせない取組を進めてまいります。

消費者行政につきましては、被害防止に向けた情報発信と啓発活動に努めるとともに、住民の皆様の安全・安心な生活を支えるための相談業務に取組んでまいります。

循環型社会の形成に係る施策につきましては、「世羅町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、可燃ごみ、不燃系ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するとともに、ごみの組成調査を実施するなど、ごみの減量化やリサイクルの計画目標達成に向けた取組を推進してまいります。また、粗大ごみの拠点収集や処理困難物の処分など、ごみ出し環境の維持に努めてまいります。更に、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置や維持管理への支援を継続してまいります。

総合的な環境の保全に係る施策につきましては、「第4次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、環境意識の醸成に資する情報発信等に努めるとともに、LED照明器具等への買替、再生可能エネルギー導入及び宅配ボックス設置の促進を

図るなど、脱温暖化に向けた取組を積極的に推進してまいります。また、公害防止対策につきましては、長年にわたる宇津戸臭気問題の決着を図ることはもとより、その他地域の良好な環境の確保に向けて、必要な監視、測定及び指導等に努めてまいります。併せて、「世羅町バイオマス産業都市構想」による地域のバイオマス資源の活用に取組んでまいります。

住民の居住環境の質の向上を図るとともに、三世代家族の形成による家族の絆の再生等を目的とした住宅リフォームに対する補助を継続してまいります。

公共交通につきましては、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的に策定した「地域公共交通計画」に基づき、着実な事業の推進を図ってまいります。また、せらまちタクシーの利便性向上を図るため、マイナンバーカードを活用した利用券の電子化を進めてまいります。

第5に「地域づくり」について申し上げます。

協働のまちづくりの推進にあたっては、人口減少や高齢化の影響により、地域コミュニティの次世代を担う人材不足や組織そのものの維持が困難になる等の課題を抱えております。これは、短期間で解決する内容ではなく、中長期的な視点に立った取組が求められており、地域において現状を直視し、地域がどうあるべきかという将来を見据えた議論が可能となるよう支援してまいります。また、地域課題の解決や地域資源の活用などにつきましては、世羅町外の人材である地域おこし協力隊と力を合わせて取組むことで、新たな魅力の発掘や専門的な知見を活かした地域力の維持・強化に努めてまいります。

ふるさと納税を活用した取組として、令和4年度に創設した元気な地域づくり応援事業につきましては、地域活性化、魅力あるまちづくりをめざした取組が着実に実施されてきました。先般、国から企業版ふるさと納税の期間延長の方針が示されたことから、引き続き、令和8年度に向けたプロジェクトの募集に取組んでまいります。

地域活動の拠点施設である自治センターにつきましては、13地区の住民自治組織が指定管理を適切に行えるよう助言及び支援してまいります。

以上、第2次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿って、令和7年度の施策の概要を申し上げました。

これらの施策を計上いたしました令和7年度当初予算案は、一般会計が120億8,000万円、特別会計が4会計で51億2,037万円、企業会計が1会計で4億4,002万円でございます。

コロナ禍を脱し、景気は緩やかな回復傾向にございますが、過疎地域の本町は自主財源が乏しい状況に変わりなく、加えて、昨今の物価高騰や人件費上昇、加速化するデジタル化推進等の経費も影響し、予算編成は厳しいものとなりました。一方で、行政サービスや町の価値の向上、本町の将来を見据えた施策等は、着実に進めていく必要がございます。このため、限られた経営資源を効果的に活用し、創意工夫による施策展開や効率的な予算執行に努めることで、まちづくりの推進と健全な財政運営の両立を図ってまいります。

結びに、煌めく世羅町の更なる発展に向け、「事理一致」の発想と行動により、「和」の心をもって全力で町政運営に取組んでまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、提出いたしました議案につきまして慎重審議をいただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

なお予算概要につきましては財政課長から説明をさせ、提案説明とさせていただきます。

令和7年3月3日

世羅町長 奥田正和

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは別冊の令和7年度予算概要をご覧ください。

令和7年度予算の概要

1 一般会計の概要

令和7年度当初予算案総額は、12,080,000千円でございます。

前年度当初予算額と比較いたしまして332,000千円、2.7%の減少となりました。

人件費や扶助費、物価高騰の影響やデジタル化に伴い物件費が増加しておりますが、学校給食センター整備事業の完了により普通建設事業費が大きく減少したため5年ぶりの減額編成となりました。

（1）歳入

町税につきましては、1,949,232千円を計上いたしました。内訳は、町民税655,444千円、固定資産税1,129,212千円、軽自動車税81,613千円、町たばこ税82,633千円、入湯税330千円でございます。

国税として徴収され、地方公共団体に譲与される地方譲与税につきましては、218,703千円を計上いたしました。

県税として徴収され、市町に配分される県税交付金につきましては、利子割交付金 1,575 千円、配当割交付金 10,908 千円、株式等譲渡所得割交付金 16,169 千円、法人事業税交付金 41,875 千円、地方消費税交付金 388,875 千円、ゴルフ場利用税交付金 5,887 千円、環境性能割交付金 33,762 千円を計上いたしました。

国の政策によって生じる地方公共団体の一般財源不足を補てんするため、国が特例的に交付する地方特例交付金につきましては、9,706 千円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、4,987,404 千円を計上いたしました。前年度当初予算額と比較いたしまして 217,404 千円、4.6% の増加を見込んでおります。内訳は、普通交付税 4,585,000 千円、特別交付税 402,404 千円でございます。

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設の設置・管理経費に充てるため、国が地方公共団体に交付する交通安全対策特別交付金は、2,253 千円を計上いたしました。

国県支出金につきましては、国庫支出金 1,110,929 千円、県支出金 1,127,620 千円を計上いたしました。

町債は、過疎対策事業 407,600 千円をはじめとして 9 件総額 784,600 千円を計上いたしました。

その他の収入につきましては、分担金及び負担金 104,400 千円、使用料及び手数料 111,324 千円、財産収入 53,947 千円、寄附金 55,001 千円、繰入金 676,886 千円、繰越金 100,000 千円、諸収入 288,944 千円を計上いたしました。

(2) 歳出

1 款 議会費

94,760 千円を計上いたしました。事業内容につきましては、議会運営に係る費用でございます。

2 款 総務費

1,781,081 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、本庁舎・支所等の維持管理、広報せら作成、次期長期総合計画等の策定、交通対策、I T 管理、自治振興、自治センターの維持管理、移住・定住促進、参議院議員選挙等でございます。

3 款 民生費

2,625,191 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、世羅町社会福祉協議会補助金、せらたすき一券、自立支援給付費・児童手当等の扶助、町立保育所の管理運営、放課後児童クラブをはじめとした在宅子育て支援等でございます。

4 款 衛生費

2,125,434 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、各種健診、浄化槽設置等に係る補助金、ごみ収集・運搬・処理、子育て世代包括支援、広島県水道広域連合企業団負担金、公害対策、世羅中央病院企業団負担金、福祉医療等でございます。

5 款 労働費

10,000 千円を計上いたしました。

6 款 農林水産業費

1,043,547 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、農業委員会運営、農林業振興等に係る補助金、有害鳥獣被害対策、県営事業負担金、地籍調査、農業公園管理、林業振興等でございます。

7 款 商工費

273,776 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、商工業の活力向上支援、世羅町商工会補助金、観光施設の維持管理、観光振興、世羅町観光協会補助金等でございます。

8 款 土木費

1,222,538 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、県

道・町道・河川の維持管理、町道改良工事、都市計画用途地域の見直し、公共下水道事業会計繰出金、町営住宅の維持管理、住宅リフォーム補助金等でございます。

9 款 消防費

538,282 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、世羅町消防団の運営及び消防車両購入、防災行政無線の維持管理、三原市への消防事務委託等でございます。

10 款 教育費

936,874 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、町立小中学校の維持管理、児童・生徒の教育振興、社会教育活動の推進、図書館運営、スポーツ・体力つくりの推進、新しい学校給食センターの運営等でございます。

11 款 災害復旧費

4,506 千円を計上いたしました。

12 款 公債費

1,394,010 千円を計上いたしました。公債費は、これまでの長期借入金に係る償還元金及び利子でございます。

13 款 諸支出金

1 千円を計上いたしました。

14 款 予備費

30,000 千円を計上いたしました。

2 特別会計の概要

各特別会計の令和7年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

(1) 国民健康保険事業特別会計

予算案総額は、1,877,230 千円でございます。主な事業内容につきましては、保険給付、広島県への納付金、人間ドック等の疾病予防事業等でございます。

(2) 後期高齢者医療制度特別会計

予算案総額は、683,334 千円でございます。主な事業内容につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

(3) 介護保険事業特別会計

予算案総額は、2,549,949 千円でございます。主な事業内容につきましては、要介護認定、保険給付、介護予防事業等でございます。

(4) 介護サービス事業特別会計

予算案総額は、9,852 千円でございます。主な事業内容につきましては、介護予防ケアプランの作成でございます。

3 公営企業会計の概要

公営企業会計の令和7年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

(1) 公共下水道事業会計

予算案総額は、440,015 千円でございます。主な事業内容につきましては、公共下水道施設の維持管理及び管路埋設工事、農業集落排水施設の維持管理でございます。

以上、令和7年度当初予算案につきまして、その概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

令和7年3月3日

世羅町長 奥田正和

○議長（高橋公時） これをもって、令和7年度施政方針と予算の概要についての説明を終わります。

なお、施政方針と予算の概要については後に設置されます予算審査特別委員会におきまして質疑を設けます。

日程第13 議案第13号 福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 議案 12 ページをお開きください。

議案第 13 号

福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
変更について

福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに第 4 項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

備後圏域の一体的な発展に向けた取組の更なる深化のため、福山市と協議を行い、福山市と世羅町が締結した連携協約を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 13 号 福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更については 原案のとおり可決されました。

この際、日程第 14 議案第 14 号 世羅町甲山自治センターの指定管理者の選定について から 日程第 26 議案第 26 号 世羅町黒川自治センターの指定管理者の選定について の 「13 件」 について関連がありますので、一括議題といたしま

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 議案 16 ページをお開きください。

議案第 14 号

世羅町甲山自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町甲山自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町甲山自治センターの指定管理者に甲山自治会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町甲山自治センター

世羅郡世羅町大字西上原 426 番地 3

2 指定管理者となるべき団体の名称等

甲山自治会

会長 神田 正史

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 18 ページをご覧ください。

議案第 15 号

世羅町宇津戸自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町宇津戸自治センターの指定管理者

の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町宇津戸自治センターの指定管理者に宇津戸自治会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町宇津戸自治センター

世羅郡世羅町大字宇津戸 1491 番地 1

2 指定管理者となるべき団体の名称等

宇津戸自治会

会長 久保 辰昭

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 20 ページをご覧ください。

議案第 16 号

世羅町中央自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町中央自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町中央自治センターの指定管理者に中央自治会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町中央自治センター

世羅郡世羅町大字東上原 388 番地 1

2 指定管理者となるべき団体の名称等

中央自治会

会長 堂前 信之

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 22 ページをご覧ください。

議案第 17 号

世羅町伊尾自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町伊尾自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町伊尾自治センターの指定管理者に伊尾小谷地区自治会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町伊尾自治センター

世羅郡世羅町大字伊尾 1969 番地 1

2 指定管理者となるべき団体の名称等

伊尾小谷地区自治会

会長 久保 光明

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 24 ページをご覧ください。

議案第 18 号

世羅町東自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町東自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町東自治センターの指定管理者に東自治会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町東自治センター

世羅郡世羅町大字別迫 700 番地 1

2 指定管理者となるべき団体の名称等

東自治会

会長 平谷 昭彦

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 26 ページをご覧ください。

議案第 19 号

世羅町大田自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町大田自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町大田自治センターの指定管理者に大田地区振興会連絡協議会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
世羅町大田自治センター
世羅郡世羅町大字本郷 891 番地 4
- 2 指定管理者となるべき団体の名称等
大田地区振興会連絡協議会
会長 上野 悟
- 3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 28 ページをご覧ください。

議案第 20 号

世羅町大見自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町大見自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町大見自治センターの指定管理者に大見振興協議会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
世羅町大見自治センター
世羅郡世羅町大字安田 45 番地
- 2 指定管理者となるべき団体の名称等
大見振興協議会
会長 森 祐志
- 3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 30 ページをご覧ください。

議案第 21 号

世羅町西大田自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町西大田自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町西大田自治センターの指定管理者に西大田地区振興会連絡協議会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町西大田自治センター

世羅郡世羅町大字重永 62 番地

2 指定管理者となるべき団体の名称等

西大田地区振興会連絡協議会

会長 羽場 浩二

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 32 ページをご覧ください。

議案第 22 号

世羅町津久志自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町津久志自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町津久志自治センターの指定管理者に津久志地区振興会連絡協議会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町津久志自治センター

世羅郡世羅町大字黒渕 3 番地 2

- 2 指定管理者となるべき団体の名称等

津久志地区振興会連絡協議会

会長 山口 広規

- 3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 34 ページをご覧ください。

議案第 23 号

世羅町山福田自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町山福田自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町山福田自治センターの指定管理者に山福田地区振興協議会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町山福田自治センター

世羅郡世羅町大字山中福田 1822 番地 2

- 2 指定管理者となるべき団体の名称等

山福田地区振興協議会

会長 市尻 昌彦

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 36 ページをご覧ください。

議案第 24 号

世羅町小国自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町小国自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町小国自治センターの指定管理者に小国地区振興協議会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町小国自治センター

世羅郡世羅町大字小国 3381 番地

2 指定管理者となるべき団体の名称等

小国地区振興協議会

会長 薮花 瞳二

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 38 ページをご覧ください。

議案第 25 号

世羅町津名自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町津名自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町津名自治センターの指定管理者に津名地区振興協議会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町津名自治センター

世羅郡世羅町大字下津田 577 番地 1

2 指定管理者となるべき団体の名称等

津名地区振興協議会

会長 仲行 洋

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案 40 ページをご覧ください。

議案第 26 号

世羅町黒川自治センターの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町黒川自治センターの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町黒川自治センターの指定管理者に黒川自治会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

次ページをお開きください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅町黒川自治センター

世羅郡世羅町大字黒川 10282 番地 1

世羅郡世羅町大字黒川 2569 番地 1

2 指定管理者となるべき団体の名称等

黒川自治会

会長 中島 強

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案説明は以上でございます。

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 14 号 世羅町甲山自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 14 号 世羅町甲山自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 15 号 世羅町宇津戸自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 15 号 世羅町宇津戸自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 16 号 世羅町中央自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 16 号 世羅町中央自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 17 号 世羅町伊尾自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 17 号 世羅町伊尾自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 18 号 世羅町東自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 18 号 世羅町東自治センターの指定管理者の選定について
は 原案のとおり可決されました

これより討論に入ります。

議案第 19 号 世羅町大田自治センターの指定管理者の選定について 討論はあ
りませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 19 号 世羅町大田自治センターの指定管理者の選定につい
て は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 20 号 世羅町大見自治センターの指定管理者の選定について 討論はあ
りませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 20 号 世羅町大見自治センターの指定管理者の選定につい
て は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 21 号 世羅町西大田自治センターの指定管理者の選定について 討論はあ
りませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 21 号 世羅町西大田自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 22 号 世羅町津久志自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 22 号 世羅町津久志自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 23 号 世羅町山福田自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 23 号 世羅町山福田自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 24 号 世羅町小国自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 24 号 世羅町小国自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 25 号 世羅町津名自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 25 号 世羅町津名自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 26 号 世羅町黒川自治センターの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 26 号 世羅町黒川自治センターの指定管理者の選定について は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は 2 時 20 分といたします。

休憩 14 時 25 分
再開 14 時 40 分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 27 議案第 27 号 世羅町せらにし老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 議案 42 ページをお開きください。

議案第 27 号

世羅町せらにし老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

世羅町せらにし老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

世羅町せらにし老人福祉センターを廃止するため、世羅町せらにし老人福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 94 号）を廃止することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 先ほどの説明で分からないので教えてください、あまり近年

使われてないというご説明でしたが、地域住民の方へこの周知と説明ですね、そのあたりのほうは今、どういう状況なのでしょうか。お伺いします。

○せらにし支所長（前川弘樹）（挙手）

○議長（高橋公時）せらにし支所長。

○せらにし支所長（前川弘樹）せらにし支所からお答えをさせていただきます。住民の方への説明はこれからしっかりとさせていただきます。今日お認めていただきましたら、明日早速に広報せらであります。せらケーブルねっとあるいはホームページ、防災行政無線、あるいは老人福祉センター内のお知らせ掲示にて遗漏なきよう周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（高橋公時）ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 27 号 世羅町せらにし老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 28 号 世羅町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（藤原康治）議長。

○議長（高橋公時）学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）それでは 44 ページをお開きください。

議案第 28 号

世羅町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

世羅町学校給食センター設置条例（平成 16 年世羅町条例第 72 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由。

新しい学校給食センターの設置に伴い、世羅町学校給食センター設置条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 28 号 世羅町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 29 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 議案 46 ページをお開きください。

議案第 29 号

世羅町手数料条例の一部を改正する条例

世羅町手数料条例（平成 16 年世羅町条例第 54 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、世羅町手数料条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） この手数料の件なんですが、事業者の申請手数料1件につき2万円、1万円が追加になるということなんですが、これは誰が負担するんですか。事業者さんが負担するようになるんですか。

○福祉課長（小林英美） （挙手）

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。指定を受ける事業者が負担をされるということになります。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） まず本案に対する反対討論の発言を許します。

3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 国が訪問基本報酬を引き下げたことによってですね、人員不足や経営不振による事業所の休廃止が今、増えております。逆に補助するなら理解できるんですが、手数料の負担というのを到底理解できません。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なしの声」あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 29 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 30 号 世羅町介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 議案 48 ページをお開きください。

議案第 30 号

世羅町介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

世羅町介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例（平成 27 年世羅町条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の一部改正に伴い、世羅町介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） （拳手）

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 改正するにあたりですね、支援センター職員さんの労務負担

が危惧されますが、その辺りの配慮をお伺いします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。現在地域包括支援センターにつきましては、3職種と言われまして、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ常勤職員を配置をするということになっておりますが、今回の改正につきましては地域包括支援センターの職員の確保が困難となっている状況を踏まえて、職員の配置について柔軟な配置となることとなっておりますので、業務負担につきましてはですね、柔軟に対応できるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第30号 世羅町介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第31号 世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議案50ページをお開きください。

議案第31号

世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年世羅町条例第 29 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）が公布されたことに伴い、世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖）（挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 改正するにあたってですね、保育を必要とする保護者、どのような、何か影響があるんでしょうか。不利益なことがあるんでしょうか。お尋ねします。

○子育て支援課長（山名智並）（挙手）

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 保育を必要とする保護者についての不利益等は現在、町内には家庭的保育事業者というのはおりませんので、直接的な影響はございません。ただこの改正によりまして、主に都市部において 3 歳未満児までは家庭的な保育事業の場所で保育を受けていたものが 3 歳以上児になったときに適切に保育所、または幼稚園、認定こども園へ続いて入所ができるような措置をしなければならないというところをですね、そういった施設がなかった場合に小規模な保育事業者というのがありますし、これも小規模な保育事業者は町内にはないんですが、そういうところでも預けることができるとしたものでありますし、不利益が及ぶようなことはないと考えております。以上です。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 31 号 世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 32 号 世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議案 53 ページをお開きください。

議案第 32 号

世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年世羅町条例第 28 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）が公布されたことに伴い、世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。
(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 32 号 世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 33 号 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 総務課長（広山幸治） 議長。
- 議長（高橋公時） 総務課長。
- 総務課長（広山幸治） 議案 56 ページをお開きください。

議案第 33 号

世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年世羅町条例第 31 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が施行されたことに伴い、世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報の提供に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 33 号 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 34 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 58 ページをお開きください。

議案第 34 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第34号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について は 原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第35号 世羅町犯罪被害者等支援条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案61ページをお開きください。

議案第35号

世羅町犯罪被害者等支援条例の制定について

世羅町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減並びに回復など、必要とする施策を総合的に推進するため、世羅町犯罪被害者等支援条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番(矢山 靖) (挙手)

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 7条において一時的な必要な支援。10条においては見舞金のことが書いてあります。総合的にですね、この近隣の市町と比べてどうなんでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。こちらの見舞金の設定でございますけれども、現在県内の市町で15市町が同様の条例を策定されているというところでございまして、見舞金につきましてもどの団体におかれましても、同額で規定をされているところでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第35号 世羅町犯罪被害者等支援条例の制定について は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第36号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 67 ページをお開きください。

議案第 36 号

世羅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

世羅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 144 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年法律第 346 号）及び市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年 5 月 22 日自消甲教発第 24 号）の一部改正に伴い、世羅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 36 号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 37 議案第 37 号 世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 69 ページをお開きください。

議案第 37 号

世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 32 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項への対応に伴い、世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 37 号 世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第 38 議案第 38 号 世羅町建設事業分担金の徴収についてを議題といた

します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 議案 72 ページをお開きください

議案第 38 号

世羅町建設事業分担金の徴収について

世羅町建設事業分担金徴収条例（平成 16 年世羅町条例第 136 号）第 5 条の規定に基づき、令和 7 年度における建設事業について、分担金を徴収する事業及び徴収する分担金の額を別表のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。

令和 7 年度施行の建設事業について、世羅町建設事業分担金徴収条例により、分担金を徴収する事業及び徴収すべき分担金の額を定めるため、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11 番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） 例年のことなのでスルーしようかと思ったんですが、ちょっと一旦、農地耕作条件改善事業から、農業競争力強化農地整備事業を、この事業なんですが、対象があるのかないのか。例年ではあるんですが、実際事業があつて挙げられているのか、ない状態で挙げられているのか。その点をお聞かせください。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。農地耕作条件整備事業、また農業競争力強化農地整備事業についてですけれども、まず農地耕作条件改善事業につきましては 2 つの事業があります。下の段にあります農業用施設の事業につきましては、西大田地区の F O E A S （フォアス）事業ですね、暗渠排水等を行っている事業がこの対象となってございます。もうひとつの農地という部分の事業につき

ましては、畠地化の事業でございまして、7年度については対象となる事業はございません。現在のところはございませんが、そういった要望等あった場合を想定して対象となる事業は挙げさせていただいております。

もう1点の競争力強化農地整備事業につきましては西大田地区の圃場整備事業、面工事をやってます圃場整備事業がこちらの事業の対象というふうになってございます。

○議長（高橋公時）ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第38号 世羅町建設事業分担金の徴収について は 原案のとおり可決されました。

この際、日程第39 議案第39号 令和7年度世羅町一般会計予算から日程第44 議案第44号 令和7年度世羅町公共下水道事業会計予算までの「6件」を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和7年度世羅町一般会計予算 から議案第44号 令和7年度世羅町公共下水道事業会計予算までの「6件」については、委員会条例第5条の規定により「11名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 令和7年度世羅町一般会計予算 から 議案第44号 令和7年度世羅町公共下水道事業会計予算 までの「6件」については、「11名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

1番 亀田知宏議員	2番 佐倉悠希議員	3番 矢山 靖議員
4番 宗重博之議員	5番 佐々木浩康議員	6番 福永貴弘議員
7番 向谷伸二議員	8番 上本 剛議員	9番 松尾陽子議員
10番 藤井照憲議員	11番 田原賢司議員	

以上「11名」を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました「11名の議員」を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、本日本会議終了後、この場所において、委員会条例第9条第1項の規定により、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、3月5日 午前9時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 15時53分